

双方、きょう回答

水俣漁業補償

漁民側、あつ旋委の説明了解

水俣病関係を除く漁業被害補償問題をめぐり話し合いをつづけている水俣漁協交渉委員十六人は二十八日午前九時から市役所市長室で中村市長らあつせん委九人と二十七日同市西念寺で決議した要望事項のあつせん案の毎年額一百万円を浄濁装置完成まで年額四百万円とすることなどを同委員側に示し、話し合いに入った。

その結果、同委員会からあつせん案の内容変更は原則として出来ないが、契約書のなかで考慮し得るものは要望に心えるとの同委員側の説明を漁協側もほぼ了解、午後二時散会した。

いっぽう工場側は現在までのところハッキリした動きを見せていない。

いが、あつせん案の諾否は双方の理解と譲歩が成立さえすれば解決でき踏み切れることは明かで見られ結局同問題は二十九日の双方の回答如何にかかっている。